

令和5年（2023年）7月25日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市立公民館指定管理者選定委員会  
委員長 西本 望

## 宝塚市立公民館指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和5年（2023年）5月17日付け宝塚市教育委員会諮問第1号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

## 記

## 1 選定内容

## (1) 選定の目的

宝塚市立中央公民館、同東公民館及び同西公民館について、指定管理者の指定期間が令和6年（2024年）3月31日をもって満了することから、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの期間における当該施設の新たな指定管理者を、宝塚市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）において決定された募集要項等及び選定基準に基づき適当な候補者の選定を行うものです。

## (2) 選定する施設

- ア 宝塚市立中央公民館
- イ 宝塚市立東公民館
- ウ 宝塚市立西公民館

## (3) 申請の状況

以下の1者から申請がありました（申請受付順）。

- ア アクティオ株式会社

## 2 審議内容

## (1) 選定委員会委員

- |      |        |                  |
|------|--------|------------------|
| 委員長  | 西本 望   | (武庫川女子大学教育学部 教授) |
| 副委員長 | 赤尾 勝己  | (関西大学文学部 教授)     |
| 委員   | 種村 文孝  | (京都大学医学研究科 助教)   |
| 委員   | 越智 彰   | (税理士)            |
| 委員   | 新里 吉光  | (宝塚市自治会連合会 理事)   |
| 委員   | 有賀 真紀子 | (宝塚市PTA協議会 総務)   |

委員 岡田 保恵 (市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和5年(2023年)5月17日  
(募集要項・業務仕様書・選定基準の決定)
- イ 公募期間 令和5年(2023年)6月1日から30日まで
- ウ 現地説明会 令和5年(2023年)6月9日
- エ 第2回選定委員会 令和5年(2023年)7月19日  
(書類審査)
- オ 第3回選定委員会 令和5年(2023年)7月25日  
(プレゼンテーション審査の実施及び指定管理者候補者の決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等に決定することとしました。また、委員7人の評価点を合計して840点満点とし、504点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

アクティオ株式会社の総評価点は840点満点中551点(65.6%)で、必要最低点数504点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階  
名 称 アクティオ株式会社  
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

(2) 選定理由

候補者として選定したアクティオ株式会社は、評価点数は840点満点中551点で、65.6%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、宝塚市の地域の特性及び各公民館の状況並びに社会教育委員の会議からの意見書を把握した上で事業提案がなされたことが挙げられます。一例として、趣味などに特化したカルチャー事業だけではなく、社会教育施設としての公民館のあり方に鑑みた地域課題や地域づくりにつながる場としての事業を展開している実績を今後も推進していくことで、公民館を中心とした市民力、地域力の向上が期待できます。

その他、光熱水費、物価高騰など経済状況の変化が多いなか、貸借対照表、損益計算書より財務基盤が安定していることが確認の上、評価されました。

以上を踏まえ、本委員会としては、同社を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

#### 4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するに当たり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 現在、公民館に従事している職員の継続雇用及び労働条件を適法遵守し、公民館の職員に対する研修計画を策定し実施すること。
- (2) まちづくり協議会、学校及び社会福祉協議会等の市内で活動している団体と連携、交流に取り組むこと。
- (3) 事業について、公民館での実施だけでなく、市内の各地域へアウトリーチを含む事業展開に取り組むこと。
- (4) 情報発信について、紙媒体での周知とともにSNS等を積極的に活用することで、多世代に対し、公民館事業等の情報発信に取り組むこと。